

○識別章取扱要領の制定について

平成20年4月1日例規（装）第35号警察本部長
各部長・参事官・所属長

改正

平成22年3月31日例規（警）第12号
平成23年3月28日例規（警）第9号
平成24年3月30日例規（警）第17号
平成26年3月31日例規（警）第14号
平成30年3月30日例規（警）第7号
平成31年3月29日例規（警）第10号
令和2年3月31日例規（警）第14号
令和3年11月30日例規（警）第29号
令和4年3月31日例規（警）第8号

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

識別章取扱要領

第1 趣旨

この要領は、警察官に貸与する識別章の取扱いについて、法令その他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 識別章の表示方法

1 形状

- (1) 識別章は、本体と番号標で構成し、本体の中にスライド着脱方式の番号標をはめ込み使用する。
- (2) 本体は、警部補以上の階級の者は金色、巡査部長以下の階級の者は銀色のものを着装する。

2 識別方法

識別番号は、アルファベット2文字の記号部分（以下「記号」という。）と、数字3桁の番号部分（以下「番号」という。）で構成され、記号で所属を、番号でその所属における個人を識別し、番号は所属ごとの一連番号とする。

所属における記号及び番号の開始番号は別表第1のとおりとする。

3 識別番号の付与

各所属における識別番号の付与は、別表第2のとおりとする。

第3 管理体制

識別章を適正に管理するため、次の者を置く。

1 識別番号管理責任者

- (1) 県本部に識別番号管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- (2) 管理責任者は、総務部装備課長をもって充て、識別番号及び番号標に関する事務を総括する。

2 番号標取扱責任者

- (1) 各所属に番号標取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。
- (2) 取扱責任者は、所属長をもって充て、所属における番号標の管理について責任を負う。

3 番号標取扱担当者

- (1) 各所属に番号標取扱担当者（以下「取扱担当者」という。）を置く。
- (2) 取扱担当者は、取扱責任者が指定した者をもって充て、取扱責任者の指示により番号標の貸与事務を行う。

第4 番号標の貸与及び管理方法

1 番号標の貸与及び返納

- (1) 取扱責任者は、警察官がその身分を失ったとき、退職を命ぜられたとき、又は人事異動により転出する場合は、番号標を返納させるものとする。
- (2) 取扱責任者は、新たに転入した警察官に対して番号標を貸与する。

- (3) 取扱責任者は、増員等により番号標が不足する場合は、識別章番号標交付申請書（別記第1号様式）により管理責任者に配分の申請を行うものとする。
- (4) 管理責任者は、前(3)により申請を受けた場合は、識別章番号標交付書（別記第2号様式）により番号標の交付を行うものとする。
- (5) 取扱責任者は、前(4)により交付された番号標を受領後速やかに識別章番号標受領書（別記第3号様式）を作成し、管理責任者に提出するものとする。

2 番号標の管理

- (1) 番号標の保管は、各所属において行うものとする。
- (2) 取扱責任者は、所属における貸与状況を識別章管理システム（警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成25年本部訓令第8号）に定める千葉県警察情報管理システムを利用して識別章に関する情報の管理を行うシステムをいう。）により管理するものとする。
- (3) 取扱責任者は、所属の番号標を定期的に点検するものとする。

3 滅失・き損時の措置

- (1) 警察官は、番号標を滅失し、又はき損した場合（以下「滅失等」という。）には、直ちにその旨を取扱責任者に報告し、報告を受けた取扱責任者は報告内容を検証し事実を明らかにして管理責任者にその事実を報告するものとする。
- (2) 取扱責任者は、滅失等の該当番号標の残数すべてを識別章番号標返納書（別記第4号様式）により管理責任者に返納するものとする。
- (3) 滅失等した番号標の番号は、原則として欠番とする。
- (4) 滅失等により番号標が不足する場合は、前記第4の1の(3)によるものとする。

前 文（抄）（令和3年11月30日例規（警）第29号）

令和3年12月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この例規通達による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。

前 文（抄）（令和4年3月31日例規（警）第8号）

令和4年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別表第1（第2の2）

県本部

所属	記号	番号
総務課	A A	100～
情報管理課	A C	100～
広報県民課	A D	100～
会計課	A E	100～
装備課	A F	100～
留置管理課	A G	100～
警務課	B A	100～
厚生課	B B	100～
教養課	B C	100～
監察官室	B D	100～
生活安全総務課	C A	100～
人身安全対策課	C I	100～
風俗保安課	C H	100～
少年課	C B	100～
生活経済課	C E	100～
サイバー犯罪対策課	C J	100～
生活安全捜査隊	C K	100～
地域課	D A	100～
通信指令課	D B	100～

自動車警ら隊	D C	100~
鉄道警察隊	D E	100~
刑事総務課	E A	100~
捜査第一課	E B	100~
捜査第二課	E C	100~
捜査第三課	E D	100~
鑑識課	E G	100~
科学捜査研究所	E H	100~
機動捜査隊	E I	100~
組織犯罪対策課	E K	100~
薬物銃器対策課	E L	100~
捜査第四課	E E	100~
国際捜査課	E F	100~
交通総務課	F A	100~
交通指導課	F C	100~
交通捜査課	F J	100~
交通規制課	F D	100~
交通機動隊	F E	100~
高速道路交通警察隊	F F	100~
運転免許課	F G	100~
運転教育課	F H	100~
執行課	F I	100~
流山運転免許センター	F K	100~
公安第一課	G A	100~
公安第二課	G B	100~
公安第三課	G C	100~
警備課	G D	100~
外事課	G E	100~
第一機動隊	G F	100~
第二機動隊	G G	100~
第三機動隊	G H	100~
成田国際空港警備隊		
総務室	H A	100~
警備室	H B	100~
第一空港機動隊	H C	100~
第二空港機動隊	H D	100~
第三空港機動隊	H E	100~
千葉市警察部	I A	100~
警察学校	J A	100~
	J A	300~

署

所属	記号	番号
千葉中央	L A	001~
千葉東	L B	001~
千葉西	L C	001~
千葉南	L D	001~
千葉北	L E	001~

習志野	MB	001～
八千代	MC	001～
船橋	MA	001～
船橋東	MD	001～
鎌ヶ谷	NB	001～
市川	ME	001～
行徳	MF	001～
浦安	MG	001～
松戸	NC	001～
松戸東	ND	001～
野田	NE	001～
柏	NA	001～
流山	NF	001～
我孫子	NG	001～
佐倉	OA	001～
四街道	OB	001～
成田	OC	001～
成田国際空港	OD	001～
印西	OE	001～
香取	OF	001～
銚子	PA	001～
旭	PC	001～
匝瑳	PD	001～
山武	PE	001～
東金	QB	001～
茂原	QC	001～
いすみ	QD	001～
勝浦	QE	001～
市原	QA	001～
木更津	RA	001～
君津	RB	001～
富津	RC	001～
館山	RD	001～
鴨川	RF	001～

別表第2（第2の3）

識別番号の付与表

1 県本部（成田国際空港警備隊及び警察学校を除く。）

職名等	記号	番号	番号の割り当て方法
本部長	総務部総務課の記号	001	
部長	庶務担当課の記号	010	
千葉市警察部長	千葉市警察部の記号		
参事官		011以降の番号	① 階級順 ② 専任者（複数の場合順序は問わない） ③ 所属長兼務者（所属建制順） の順に番号を割当てる。
専任参事官	庶務担当課の記号		
複数の部を兼務している場合	主たる部の庶務担当課の記号		
所属長を兼務している場合	部の庶務担当課の記号		

課長	当該課の記号	100	課長が参事官との兼務者の場合、参事官の番号が割り当てられるので、課の番号は使用しないこと。
理事官	課付となっている課の記号	101以降の 番号	
管理官	・ 課の記号		
その他の警察官	・ 他の所属と兼務している者は、主		
課付の警察官	たる所属の記号		

2 成田国際空港警備隊

職名等	記号	番号	番号の割り当て方法
隊長	総務室の記号	010	
副長	総務室の記号	011	
管理官			
空港機動隊長を兼務している場合	各空港機動隊の記号	100	
室長を兼務している場合	各室の記号	100	
警備部警備課管理官を兼務している場合	成田国際空港警備隊において所属する室の記号	101以降の 番号	
その他の警察官			

3 警察学校

職名等	記号	番号	番号の割り当て方法
学校長	警察学校の記号	010	
学校長以外の警察官	警察学校の記号	100以降の 番号	
初任科生	警察学校の記号	300以降の 番号	

4 署

職名	記号	番号	番号の割り当て方法
署長	署の記号	001	
署長以外の当該署の警察官	署の記号	002以降の 番号	

以下様式省略